

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 153,000 千円
 うち 社会保障財源化分 67,167 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 421,770 千円
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	290,758	183,603	15,000		92,155	37,753
		小計	290,758	183,603	15,000	0	92,155	37,753
	児童福祉	児童福祉費	71,489	26,867	25,000	344	19,278	7,898
		母子父子福祉費	5,868	2,076			3,792	1,553
		小計	77,357	28,943	25,000	344	23,070	9,451
	合計	368,115	212,546	40,000	344	115,225	47,204	
衛生費	保健衛生	保健対策費	20,643	488		2,614	17,541	7,186
		予防費	33,012	1,750		72	31,190	12,777
		合計	53,655	2,238	0	2,686	48,731	19,963
総合計		421,770	214,784	40,000	3,030	163,956	67,167	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分